

# 令和5年度西川町移住世帯向け食の支援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、山形の暮らしの魅力を発信することにより、町内への移住を推進することを目的として、町、県、全国農業協同組合連合会山形県本部（以下「JA全農山形」という。）及び山形県醤油味噌工業協同組合（以下「醤油味噌組合」という。）が連携し、県外から町内に移住した世帯（以下「移住世帯」という。）に対して山形県の米並びに味噌及び醤油を予算の範囲内で支給（以下「食の支援」という。）することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (支給内容)

第2条 食の支援の支給内容は次のとおりとし、分割又は一括で支給するものとする。

品目	種類	数量
米	「はえぬき」	・2人以上の世帯：60 kg/世帯 ・単身世帯：40 kg/世帯
味噌及び醤油	醤油味噌組合が指定する製品	・2人以上の世帯：3 kg・ℓ/世帯 ・単身世帯：2 kg・ℓ/世帯

## (支給対象)

第3条 食の支援の対象は、次の各号のすべてを満たす世帯（以下「支給対象世帯」という。）とする。

- (1) 令和5年3月1日から令和6年2月28日までの期間に県外から町内に転入すること。
- (2) 転入前に、次のいずれかの公的相談窓口を利用していること。

- ア やまがたハッピーライフ情報センター（東京都千代田区有楽町二丁目10-1）
- イ 一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター（山形市鉄砲町二丁目19-68）
- ウ 山形県ひとり親家庭応援センター（山形市小白川町二丁目3-31）
- エ マザーズジョブサポート山形（山形市双葉町一丁目2-3）
- オ マザーズジョブサポート庄内（酒田市中町一丁目4-10）
- カ 山形県ナースセンター（山形市松栄一丁目5-45）
- キ 山形県福祉人材センター（山形市小白川町二丁目3-30）
- ク やまがたチャレンジ創業支援センター（県内各商工会議所、各商工会）
- ケ 山形県プロフェッショナル人材戦略拠点（山形市城南町一丁目1-1）
- コ 山形県信用保証協会（山形市城南町一丁目1-1）
- サ 山形県Uターン情報センター（東京都千代田区平河町二丁目6-3）
- シ やまがた21人財バンク（山形市城南町一丁目1-1）
- ス 山形県若者就職支援センター（山形市城南町一丁目1-1（本部））
- セ 公益財団法人やまがた農業支援センター（山形市緑町一丁目9-30）
- ソ 一般社団法人山形県農業会議（山形市緑町一丁目9-30）
- タ 山形県林業労働力確保支援センター（山形市大字長谷堂字馬場2265）
- チ 山形県漁業就業者確保育成センター（酒田市山居町二丁目14-23）
- ツ 町の移住、新規就農、Uターン就職、住まい、教育、子育てほか移住に関する相談窓口（西村山郡西川町大字海味510等）
- テ その他町長が認める公的相談窓口等

- (3) 世帯主が会社等の転勤による異動でない世帯
- (4) 世帯主が進学による異動でない世帯

(支給の申請)

第4条 第2条の規定による支給を受けようとする者は、令和5年度西川町移住世帯向け食の支援事業支給申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、令和6年3月8日までに町長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請手続を行うことができる者は、支給対象世帯の構成員(申請時において満18歳未満の者を除く。以下「申請者」という。)とする。

(支給決定)

第5条 町は、支給申請があった場合は、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、その結果を、令和5年度西川町移住世帯向け食の支援事業支給(不支給)決定通知書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に当たって、町は、第3条第2号に掲げる公的相談窓口に適宜照会し、状況を確認することとする。

(発注、配送及び請求)

第6条 町は、前条により食の支援を決定したときは、速やかに、令和5年度西川町県移住世帯向け食の支援事業米の配送・発送対応表(別記様式第3号)及び令和5年度西川町移住世帯向け食の支援事業味噌・醤油の配送・発送対応表(別記様式第4号)により、配送時期及び配送回数を確認し、令和5年度西川町移住世帯向け食の支援事業(米)発注書(別記様式第5号)及び令和5年度西川町移住世帯向け食の支援事業(味噌・醤油)発注書(別記様式第6号)により、発注するものとする。

2 米並びに味噌及び醤油の発送はJA全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合があらかじめ県と協議した方法により、令和6年3月31日までに、支給を決定した世帯に直接発送する。

3 町は、前項の配送後に、JA全農山形が指定する事業者及び醤油味噌組合から、代金から支給基準額又は代金のいずれか低い方の額に3分の1を乗じて得た額を減額した額の請求があった場合は、当該請求された額を速やかに支払うものとする。

(支給決定の取消)

第7条 町は、偽りその他不正の手段により食の支援を受けたものがあるときは、その支給決定を取り消し、その旨を速やかに当該受給者に通知するとともに、支給した米並びに味噌及び醤油の支給に要する全額相当額を返還させることとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。